

標 題：

81改正 SOLASの“非常操舵場所に方位

情報を与えるための措置”について

関連：NKテクニカルインフォメーション

No.25, 昭和59年10月26日付

NK テクニカル インフォメーション

No. 32

昭和60年3月1日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の措置に関する取扱いについてはNKテクニカルインフォメーションNo.25にてお知らせ致しましたが、その後、バハマ、リベリア及びシンガポールの各政府から指示のあった特別の取扱いも含め、同措置に関する取扱いを別添のとおり改めてお知らせ申し上げます。

敬 具

添付：“非常操舵場所に方位情報を与えるための措置”に関する解釈／取扱い

注) 上記の取扱いは、日本籍船等、弊会がSE検査（貨物船安全設備検査）を実施しない船舶には適用されませんので念のため申し添えます。



74/78 SOLAS 81 改正第V章第12規則(f)項“非常操舵場所に方位情報を与えるための措置”に関する解釈／取扱い

1. “非常操舵場所”とは、船橋における通常の操舵場所以外のあらゆる操舵場所（例えば、機側で操舵するための設備を備えた操舵機室）をいう。
2. “非常操舵場所に方位情報を与えるための措置”は、船舶の国籍に応じ、次表の取扱いによる。

国 籍	解 釈 / 取 扱 い
一 般	形式承認されたジャイロ・レピータ又は磁気コンパス（持運び式でも可）を当該場所に設備する。ただし、ジャイロ・レピータを採用する場合、当該場所までの配線が設備され、非常の際に直ちに使用できるように措置されている限り、ジャイロ・レピータ本体は当該場所に常時備えておかなくとも差し支えない。
バ ハ マ	[*] 1) 新船については、“一般”の取扱いに準じる。 ただし、ジャイロ・レピータを採用する場合、ジャイロ・レピータ本体を当該場所に常時備えておかなければならない。 [*] 2) 現存船については、船橋と当該場所の間の電話機等の連絡装置を前 1) の措置の代替物と認めることができる。
ギリシア	“一般”の取扱いに準じる。ただし、ジャイロ・レピータを採用する場合、ジャイロ・レピータ本体を当該場所に常時備えておかなければならない。
リベリア	“一般”の取扱いに準じる。ただし、磁気コンパスを採用する場合、救命艇用のものを非常時に取付けて使用するための台を取付けておくだけで差し支えない。
シンガポール	取扱いが確立されるまでの間、暫定的に次の取扱いによる。 “一般”の取扱いに準じる。ただし、船橋と当該場所の間の電話機等を磁気コンパス又はジャイロ・コンパス・レピータの代替物と認めることができる。

*新 船： 1984年9月1日以降に建造された船舶

現存船： 新船以外の船舶